

デジタルマーケティング支援業務委託 公募型企画提案 説明書

- 1 業務名
デジタルマーケティング支援業務委託
- 2 業務目的
別紙「デジタルマーケティング支援業務委託 公募型企画提案 仕様書」（以下、「仕様書」という。）に記載のとおり
- 3 業務の内容
別添「仕様書」のとおり
- 4 契約期間
契約締結の日から令和7年2月28日まで
- 5 委託契約の方法等
 - (1) 契約方法は、随意契約による。
 - (2) 企画提案を公募し、その内容を審査して最良の提案をした者を特定し、随意契約の相手方の候補とする手続き（公募型企画提案）による。なお、審査の結果を踏まえて、提案内容の変更を求めることがある。
- 6 契約保証金
なしとする。
- 7 委託上限額
金 4,980,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 8 公募型企画提案方式に参加できる者の資格
次の項目の全てに該当しなければならない。
 - (1) 日本国内に営業所または、事業所を有していること。
 - (2) インボイス制度に基づき、税務署の審査を受けて登録される適格請求書発行事業者であること。
 - (3) 奈良県において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
 - (6) 宗教法人法第2条に規定する宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
 - (7) 政治資金規正法第3条に規定する政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
 - (8) 奈良県暴力団排除条例（平成23年3月奈良県条例第35号）第6条に規定する、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しない者であること。
 - (9) 過去2年間に公益財団法人奈良県地域産業振興センター（以下、「当センター」とい

- う。)または県等の地方公共団体、商工会議所等の経済団体、公益社団法人等の非営利法人から類似講座及び研修実施の受注の経験が2回以上あること。
- (10) これまで EC 活用に取り組んだことの無い中小企業・小規模事業者でも理解しやすく、興味を持って取り組むことができるような内容を企画する能力を有する者。
 - (11) 過去に同様の講座等の開催実績があり運営に関して懸念がないこと（会場参加、リモート参加、ハイブリッド型式のいずれにも対応が可能なこと）。
 - (12) 委託内容を確実に履行できるものであること。

9 手続き等

(1) 参加申込書の提出期限、提出先、提出方法及び提出物

- ア 提出期限は、令和6年5月14日（火）午後5時（必着）とする。
- イ 提出先は、14の問い合わせ先とする。
- ウ 提出方法は、持参又は郵送（配達を証明できる方法によること。提出期限必着。）
持参の場合の受付時間は、土日祝を除く平日の午前9時から午後5時まで。
郵送の場合は、封筒に「デジタルマーケティング支援業務委託 公募型企画 参加申込書在中」と朱書きし、令和6年5月14日（火）午後5時までに必着すること。
- エ 提出書類は、以下のとおりとする。なお、責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けません。
 - ①参加申込書【様式1】
 - ②誓約書【様式2】
 - ③参加申込者概要書【様式3】※会社概要などが記載されたパンフレット等あれば添付すること。
なお、参加申込書提出後に辞退する場合は、速やかに14の問い合わせ先に連絡するとともに、参加辞退届【様式4】を提出すること。

(2) 企画提案書にかかる質問及び回答

- ア 企画提案書にかかる質問の受付期限は、令和6年4月26日（金）正午（必着）とする。
- イ 提出先は、14の問い合わせ先とする。
- ウ 提出方法は、【様式5】の質問票を使用し、FAXにより提出（提出期限必着。）
なお、質問票を送信する際は、到着確認のため必ず電話連絡すること。
受付時間は、土日祝を除く平日の午前9時から午後5時まで。
- エ 提出書類は、質問書【様式5】とする。
- オ 質問に対する回答は、令和6年5月7日（火）午後3時以降に、公益財団法人奈良県地域産業振興センターのホームページへの掲載をもって行うこととする。なお、個別には回答しないこととし、質問者名は掲載しません。

(3) 企画提案書の提出期限、提出先及び提出方法

- ア 提出期限は、令和6年5月14日（火）午後5時（必着）とする。
- イ 提出先は、下記14の問い合わせ先とする。
- ウ 提出方法は、持参又は郵送（配達を証明できる方法によること。提出期限必着。）
持参の場合の受付時間は、土日祝を除く平日の午前9時から午後5時まで。
郵送の場合は、封筒に「デジタルマーケティング支援業務委託 公募型企画 提

案書在中」と朱書きし、令和6年5月14日（火）午後5時までに必着すること。

エ 提出書類は、以下の書類を原則A4版とし、様式番号順に綴じて、各7部（正本1部・副本6部）提出すること。

正本1部には事業者（会社）名を記載し、副本6部には事業者（会社）名、ロゴマーク等事業者を特定できる情報を一切記載しないこと。

①企画提案書（表紙）【様式6】

※補足する資料があれば添付してください（様式任意）。

②企画提案書（本体）次に示す項目について、具体的に記載すること。（仕様書及び別紙審査基準の項目をふまえて記載すること。）

（ア）委託業務実施体制【様式7】

※統括責任者の氏名、年齢、実績等も記載してください。

（イ）実施スケジュール【様式任意】

（ウ）支援業務実績（過去2年間に県等の地方公共団体、商工会議所等の経済団体、公益社団法人等の非営利法人から受託したEC活用講座における支援実績を記載すること）【様式8】

※支援実績事業がわかる資料があれば添付してください。

（エ）支援対象事業者の募集、広報方法【様式任意】

県内事業者に広く周知を行い、仕様書に記載する支援対象事業者数を確保できる効果的な広報手法を提案すること。

（オ）支援対象事業者の選定方法【様式任意】

トップランナー事業者向けのEC講座にかかる支援対象事業者の選定において、十分な公平性を確保した上で、支援するに相応しい成長性、将来性がある事業者を選定できる選定方法を提案すること。

（カ）「一般事業者向け」講座の内容【様式任意】

支援対象事業者数、講座数、講座時間、講座内容等に関する実施計画を記載すること。

（キ）「トップランナー事業者向け」講座の内容【様式任意】

支援対象事業者数、講座数、講座時間、講座内容等に関する実施計画を記載すること。また、講師からの課題を通じて、支援対象事業者が主体的に学ぶことができる内容を提案すること。ただし、支援対象事業者の負担額を設定する場合、仕様書に記載する内容と比較して、より効果的かつ充実した内容を提案すること。

（ク）個別相談会の実施【様式任意】

開催回数、開催時間、開催内容等に関する実施計画を記載すること。

（ケ）見積書【様式任意】

事業に要する経費の内訳を記載した見積書を作成すること。

※提案事業経費及び内訳（項目、数量、単位、単価、金額）を記載し、事業合計金額がわかるように作成してください。

※代表者名を記載し、代表者印を押印すること。

（4）公募型企画提案に係る説明会

実施しません。

10 審査の方法

（1）参加資格を有する事業者から提出された企画提案を、デジタルマーケティング支援業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において別添審査基準に

基づき審査し、最も優秀な提案を行った事業者を特定し、契約の相手方の候補（以下「被特定者」という。）とする。

- (2) 提案者が2者以上ある場合は、全審査員の評価点数の合計の平均点が、満点の6割以上の者のうち最も高い点を獲得した者を契約候補者として選定する。
- (3) 提案者が1者の場合は、全審査員の評価点数の合計の平均点が、満点の6割以上で、かつ審査員の合議により認められた者を契約候補者として選定する。
- (4) 提案者は、選定委員会において、提案の内容について対面によるプレゼンテーションを実施する。
開催日時 令和6年5月21日（火） 時間未定（予定）
開催場所 奈良県産業振興総合センター 第3会議室
詳細については、参加申込書・企画提案書等の提出後、提出に対する要件を満たしたと判断された提案者に対して後日通知する。
- (5) 提案者が5社以上となった場合は、提出があった提案書をもとに第一次審査を実施し、選定委員会へ諮る案件を絞り込むことがある。
- (6) いずれの場合においても、必要に応じて、提案者に対してヒアリングを行うことがある。

11 その他留意事項

- (1) 採否結果の通知
採否については、提案者あて文書により通知する。下記14の問い合わせ先に記載のホームページにて審査結果を掲載する。なお、審査結果に対する一切の異議申し立ては認めない。
- (2) 8に記載する資格がない者が行った提案を無効とする。
- (3) 提案参加者が次のいずれかに該当する事由があると認められる場合は、失格とする。
 - ア 企画提案に対して、二以上の提案をした場合。
 - イ 参加申込書又は企画提案書において、提出方法、提出先、提出期限が適合しない場合。
 - ウ 参加申込書又は企画提案書において、記載すべき事項の全部又は一部について記載がない場合。
 - エ 参加申込書又は企画提案書において、記載すべき事項以外の内容が記載されていない場合。
 - オ 参加申込書又は企画提案書において、添付すべき書類の添付がない場合。
 - カ 参加申込書又は企画提案書において、虚偽の内容が記載されている場合。
 - キ 見積書の所在地、商号又は名称、金額、業務委託名、印影の誤字脱字をした場合。
 - ク 委託上限額を超える見積書が提出された場合。
 - ケ その他提出書類に虚偽の記載をした場合。
- (4) 提案後の失格
提出書類を提出後、契約締結までの手続き期間中に提案者が失格事由に至った場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失う。また該当する者が受託者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行う。

(5) 再委託の可否

- ア 受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うため、あらかじめ当センターと協議の上、必要と認められたときは、主要な部分を除いて業務の一部を他者に再委託することができる。
- イ アにより再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方（相手方の名称、代表者氏名、住所、連絡先）、再委託する業務の内容、再委託を行う理由、再委託の相手方を選定した理由、再委託契約（予定）金額、その他必要と認められる事項について記載した書面を当センターに提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- ウ 再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

(6) その他

- ア この企画提案に参加する者は、企画提案書の提出をもって、この実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ウ 本件公募型企画提案への参加において生ずる費用は、提案者の負担とする。
- エ 提出のあった参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- オ 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の提出、追加訂正、差し替えは一切認めない。
- カ 提出のあった企画提案書は、本件公募型企画提案の審査のためにのみ使用するものとし、他の目的では使用しない。
- キ 委託業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本とし、当センターと被特定者が協議して決定する。
- ク 被特定者と、前記オの協議を経て、提案のあった見積価格の範囲内で委託契約を締結する。

12 契約の不締結

被特定者と契約締結までの間に、被特定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 被特定者の責めに帰する理由により、委託期間内に業務を完了する見込がないことが明らかになったと認めるとき。
- (3) 被特定者が業務に応募できる資格がないことが判明したとき。
- (4) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (5) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (6) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

- (8) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (9) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（４）から（８）のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したとき。
- (10) この契約に係る下請契約等に当たって、上記（４）から（８）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑨に該当する場合を除く。）において、当センターがこの契約の相手方に対して下請契約の解除を求め、この契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (11) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を当センターに報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

13 その他

- (1) 受託者は、別途当センターが実施するアンケート調査に協力を求められた場合は応じるものとし、参加企業、参加者に対しても同様に協力を促すものとします。
- (2) 受託者はこの仕様書に定めのないものについても、この事業の遂行のために必要と思われるものは、当センターと協議して実施することができるものとします。
- (3) 委託内容は、採択された企画提案の内容を基本としますが、当センターの指示により変更、修正を求められる場合があります。

14 問い合わせ先

〒630-8031 奈良市柏木町129番地1 奈良県産業振興総合センター3階
公益財団法人奈良県地域産業振興センター 金融・経営支援課あて
TEL 0742-36-8311
FAX 0742-36-4010
ホームページ URL <https://www.nara-sangyoshinko.or.jp/>

以 上